

別紙

諮問第1648号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき、審査請求人が行った「東京都都市整備局（以下単に「都市整備局」という。）の法令等の判断がわかる部署名が分かる文書（原文ママ。以下同じ。）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年6月9日付けで行った不存在を理由とする本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）24条に都市整備局総務部総務課（以下「都市整備局総務課」という。）の分掌事務の第5号として「局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること」と規定されていることから、同局が行う全事業についての違法・適法の判断を同課が行っているはずであり、そのことが分かる文書が存在するものとして、「都市整備局の法令等の判断がわかる部署名が分かる文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めたものであるが、実施機関では、作成及び取得しておらず存在しないとして、本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年8月4日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年10月27日に実施機関から理由説明書を收受し、令和5年7月26日（第239回第一部会）から同年9月26日（第240回第一部会）まで、2回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

審査請求人は、本件非開示決定について、東京都組織規程 24 条には実施機関である都市整備局総務課の分掌事務の第 5 号として「局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること」と規定されているにもかかわらず、同課が法令等の判断をしないのは不適切な対応である旨主張する。

これに対し、実施機関は、上記の規程は都市整備局総務課が局内の他部署に対し、法規の解釈を行う上での助言やサポートを行うことを想定したものであり、個別具体的な事業に対する法律上の判断を行う権限を有しているのは事業を所管する各部署なのであって、判断を行う部署名を記載した文書は存在しないと説明する。

審査会が東京都組織規程を確認したところ、1 条において、知事等の権限に属する事務を処理するため必要な組織を定めることを目的とし、2 条において、当該組織を構成する機関及びその所掌事務は、法令又は条例に定めるもののほか、同規程により定めるものとするとして、19 条以下に各局部課の分掌事務を定めており、24 条では都市整備局各局部課の分掌事務を定めている。

このことを踏まえて検討するに、知事等の権限に属する事務は各局部課が分掌していることから、分掌事務の実施に当たり法令上の判断を含む判断権限は各局部課が有していると認められる。都市整備局内の部署が所管する事務についても、法令上の判断は当該部署が行い、その判断に際して法令等の解釈に関する助言等を都市整備局総務課が行っているのであって、本件請求文書は存在しないとの実施機関の説明は、東京都組織規程に照らしても合理的である。また、他に本件請求文書の存在をうかがわせるに足りる特段の事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について不存在を理由として行った本件非開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環